

次期計画策定関連スケジュール（予定）

年 月	第 13 次鳥獣保護管理事業計画	第二種特定鳥獣管理計画
R3年5～ 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会へ諮問(5/31) ・自然環境保全部会へ付託(6/3) ・第1回自然環境保全部会(7/20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会へ諮問(5/31) ・自然環境保全部会へ付託(6/3) ・第1回自然環境保全部会(7/20)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回連絡協議会(8/19)※2
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会(9/3)※3
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省 基本指針告示(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討会(10月中旬～11月上旬)
11月		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会(中旬) ※1 ・第2回自然環境保全部会(下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回自然環境保全部会(下旬)
R4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント公表(上旬) ・隣接県協議(上旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント公表(上旬) ・利害関係者意見聴取(上旬) ・隣接県協議(上旬)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント終了(上旬) ・第2回検討会(中旬) ・第3回自然環境保全部会(下旬) ・環境審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント終了(上旬) ・第2回連絡協議会(中旬) ・第3回検討会(中旬) ・第3回自然環境保全部会(下旬) ・環境審議会答申
3月	計画公表(3月中旬) 環境大臣報告(3月中旬)	計画公表(3月中旬) 環境大臣報告(3月中旬)
4月	計画期間開始(4/1～)	計画期間開始(4/1～)

(※1) 検討会(第13次):第13次鳥獣保護管理事業計画検討会(学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体及び自然保護団体)

(※2) 連絡協議会 :特定鳥獣保護管理計画連絡協議会(県関係機関(鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等)及び市町村等)

(※3) 検討会(第二種):特定鳥獣保護管理検討会(学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等)